

< 市区町村の防災担当者等向け >

関東総合通信局管内における 臨時災害放送局 開設・運用の手引き

目 次

1. 臨時災害放送局とは	2
2. 臨時災害放送局の開設	3
3. 臨時災害放送局を運用するにあたって	8
4. よくある質問（FAQ）	26

この手引きは、市区町村の防災担当者等向けに、臨時災害放送局の開設・運用手順等について、解説したものです。

その他、ご不明点等ございましたら、先ずは関東総合通信局放送課にご相談ください。

<連絡先>

関東総合通信局 放送部放送課

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎

電話：03-6238-1700

※庁舎被災等により関東総合通信局が対応できない場合

総務省 情報流通行政局 放送業務課 電話：03-5253-5793

1 臨時災害放送局とは

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

これは、阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて1995年2月に制度化されたもので、その開設の際には、「臨機の措置」として口頭により申請し、免許を受けることができます。

臨時災害放送局の放送番組は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」と定められています。

なお、関東総合通信局では、臨時災害放送局用の設備を2式備蓄しており、開設を希望する市町村等は無償で貸与することができます。災害地域が広範囲で、複数の市町村等から開設の要望がある場合は、全国の被災状況等を考慮して、全国の総合通信局（関東総合通信局を含む11局所）から放送局用の無線設備一式を市町村等に移送することとなります。

免許主体	被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）
周波数	FM放送の周波数（76.1MHz～98.9MHzのうち割当可能な周波数）※1
空中線電力	必要な範囲
放送対象地域	災害対策に必要な地域の範囲内
免許の期間	被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間
免許の方法	電話等により口頭で申請し、免許を受けることが可能（臨機の措置） ⇒後日、正式に申請書類（※2）を提出することが必要

※1 関東総合通信局では、臨時災害放送局用の専用周波数を確保しています（詳細は、後述の2（7）のとおり）。

※2 申請書類は、総務省ホームページの以下のサイトからダウンロードできます。

「電波利用ホームページ」

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

「地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122831.html

2. 臨時災害放送局の開設

臨時災害放送局を開設するためには、放送設備に加え、設備を操作する無線従事者や運用するスタッフの確保が必要となります。

＜地域にコミュニティ放送局が存在しない場合＞

地域にコミュニティ放送局が存在しない、または存在していても協力を得ることが困難な場合には、臨時災害放送局を開設する市町村等が、自ら放送設備等を確保・設置した上で開設する必要があります。加えて、放送設備の運用に必要な無線従事者やアナウンサー等の人員についても確保し、放送体制を整備することが必要です。

＜地域にコミュニティ放送局が存在する場合＞

地域にコミュニティ放送局があり、その協力を得られる場合には、比較的円滑かつ迅速に災害情報を放送することが可能です。

ただし、災害発生時に円滑な運用を実現するためには、市町村等とコミュニティ放送局との間であらかじめ協定を締結し、設備の利用方法、運用体制、費用負担等について十分に協議・整理しておくことが重要です。

なお、関東総合通信局管内は、コミュニティ放送局に割り当てる周波数が逼迫していることから、コミュニティ放送局の周波数を変えずに臨時災害放送局に移行することは原則できません。

（１）放送用設備の確保

臨時災害放送局の開設に必要な放送設備は、地域の状況や準備状況に応じて、以下の方法により確保することができます。

① 既存コミュニティ放送局の設備を活用する

地域のコミュニティ放送局の協力を得て、既存の放送設備等を活用する方法。

② 総務省（関東総合通信局）から借り受ける【無償】

総務省が保有する臨時災害放送局用設備を活用する方法。

③ 放送機器メーカーや放送事業者等から借り受ける【有償・無償】

民間事業者等の協力を得て必要な設備を確保する方法。

例：一般社団法人日本コミュニティ放送協会（JCBA）等

④ 市町村等が保有する設備を活用する

市町村等があらかじめ購入・保有している放送設備を使用する方法。

②について、臨時災害放送局を開設する市町村等において、設備の貸与（無償）を希望される場合は、関東総合通信局までご相談ください。

<関東総合通信局の設備>

〔可搬型 FM 送信機（1 式）〕

- 外形 幅 510mm×高さ 650mm×奥行 660mm(2 ケース連結時/突起物含まず)
- 重さ 送信部：約 30kg、音声部：約 28kg
- 送信部諸元
 - ・ 送信可能周波数 76.1～94.9MHz（100kHz 間隔で設定可能）
 - ・ 送信出力 最大 100W（無段階で設定可能）
 - ・ 電波型式 200K F3E（モノラル）
又は 200K F8E（ステレオ）
 - ・ 定格入力電圧 AC100V
 - ・ 最大消費電力 約 300VA
- 音声部諸元
 - ・ オーディオミキサー
（背面パネル：マイク入力 XLR 端子×1）
 - ・ オーディオプロセッサー
 - ・ CD プレーヤー（再生可能メディア
（音声 CD、USB メモリ））



送信機（組立後）

〔アンテナ（1 式）〕

- ・ アンテナケース（幅 1.6m×高さ 0.15m×奥行 0.15m）
- ・ ダイポールアンテナ、ブーム、エレメント各種
- ・ アンテナ付属品及びアンテナ用工具
- ・ 同軸ケーブル 20m
- ・ 伸縮マスト 1.3～4m（マスト収納時長：1.25m）

〔付属装置等〕

- ・ マイクロフォン（スタンド付） 1 台
- ・ ヘッドフォン 1 台
- ・ 電源ケーブルドラム（30m） 1 台
- ・ 組立てに必要な工具 1 式



アンテナ（組立前）



アンテナ（組立後）

（２）放送を行うスタジオ（演奏所）と電波を発射する送信所の確保

スタジオ（演奏所）については、災害情報の収集・集約や関係機関との連携を円滑に行う観点から、災害対策本部が設置される地方公共団体の施設内に設置することが望ましいと考えられます。

また、送信所については、行政区域を広範囲にカバーできることに加え、災害時においても継続的かつ安定的な放送が可能となる場所を選定することが重要です。施設の配置に当たっては、被災住民へ提供する情報の内容や対象地域を踏まえ、スタジオ（演奏所）、送信機及び空中線の設置場所を総合的に検討する必要があります。

なお、管理・運営の効率性や迅速な対応の観点から、これらの設備を可能な限り同一施設内に配置することが望ましいと考えられます。

エリアシミュレーションや電波伝搬調査を実施することで、臨時災害放送局の放送が市町村内のどの範囲まで受信可能であるかを事前に把握することができます。事前の放送エリア検討や設備配置の選定に当たっては、関東総合通信局までご相談ください。

（３）臨時災害放送局用設備の設置

送信アンテナや関連設備の設置作業は高所作業を伴う場合があるなど危険性を伴うため、専門的な知識・技術を有する事業者への委託や、専門家の指導の下で実施することが重要です。

また、臨時災害放送局の開設・運用に当たっては、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、または第二級陸上無線技術士のいずれかの資格を有する者を確保し、無線設備の操作を行わせなければなりません。

市町村等の職員のみで有資格者を確保することが困難な場合も想定されるため、平時から地域のコミュニティ放送事業者や関係団体等と連携し、災害時の協力体制を構築しておくことが望まれます。あらかじめ協力依頼先や要員確保の方法を整理しておくことで、発災時における臨時災害放送局の円滑な開設・運用につながります。

（４）運営スタッフの確保

臨時災害放送局を円滑に運営するためには、防災や広報業務の経験を有する職員を中心に、適切な運営体制を構築することが重要です。特に、災害時には迅速かつ正確な情報発信が求められることから、あらかじめ必要な人員を確保し、それぞれの役割を明確にしておくことが望まれます。

例えば、

- ・ 放送内容や番組編成を統括する放送編成責任者
- ・ 情報を住民へ伝達する放送担当者（アナウンサー等）
- ・ 放送設備の運用や音響管理を担う技術担当者

などの配置が考えられます。

また、大規模災害時には職員のみでの対応が困難となる場合も想定されるため、平時から臨時災害放送局の開設・運営を見据え、地域のコミュニティ放送局、関係団体、ボランティア等との連携体制を構築しておくことが重要です。災害発生時に速やかに運営を開始できるよう、協力体制や役割分担について事前に整理しておくことが望まれます。

（５）臨時災害放送局の免許申請

臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づき、関東総合通信局へ必要な申請を行い、放送局の免許を取得する必要があります。一方で、災害発生時には、通常の免許申請手続（書面申請または電子申請）によらず、「臨機の措置」として、電話等の迅速な手段による申請により免許を受けることが可能です。

なお、この特例措置により免許を取得した場合は、後日、所定の申請書類を提出し、正式な免許申請手続を行う必要があります。また、災害復旧の進展等により臨時災害放送局の役割を終えた際には、速やかに当該無線局の廃止届を提出しなければなりません。

開設に係る手続や運用について、あらかじめ関東総合通信局へ相談しておくことで、災害発生時における臨時災害放送局の迅速な開設につながり、手続期間の短縮を図ることができます。

（６）防災訓練等による活用

臨時災害放送局を地域住民に対する情報伝達手段として検討するためには、平時における防災訓練等のイベントの機会を捉え、試験放送として訓練を行ない、実際にラジオ端末で聴取範囲を確認する意義は大きいと考えられます。

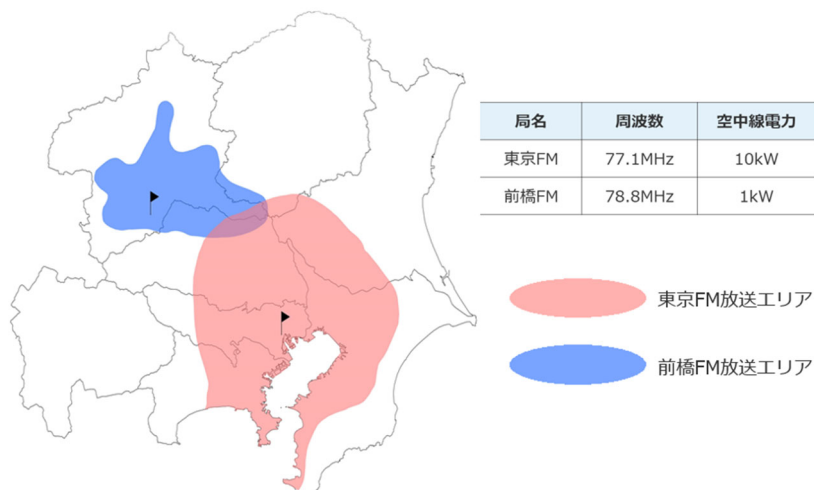
関東総合通信局が所有する臨時災害放送局の設備を防災訓練会場へ搬入し、送信設備やアンテナを設置した上で、送信設備から電波を発射することも可能です（実験試験局）。ご希望の場合、訓練を企画された段階（訓練開始半年～数ヶ月前頃）で関東総合通信局へご相談ください。

放送内容については、コミュニティ放送局等の団体に協力が得られた場合、アナウンサーによる中継や市町村等首長のインタビューが放送されることもあります。録音された音源等（著作権処理されたもの）で放送することも可能です。

（７）関東総合通信局における専用周波数の確保

放送大学学園が使用していたFM放送用周波数 77.1MHz 及び 78.8MHz については、令和4年6月から臨時災害放送局用の専用周波数として確保しています。それぞれの周波数で放送されていたエリア内の市町村等であれば、希望に応じて割り当ててを想定しています。

<放送大学学園が使用していたFM放送のエリア図>



臨時災害放送局の放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であることとされており、必要最低限の空中線電力での免許を基本としています。近隣に開設している、または、開設予定の放送局との混信関係を考慮し、エリアを調整する場合があります。

＜災害発生時に臨時災害放送局を開設するまでの流れのイメージ＞



3. 臨時災害放送局を運用するにあたって

(1) 言葉で命を守る

大規模災害で混乱するのはむしろ避難後です。被災者が求めるもののひとつに、命や暮らしに直接関わる“情報”があります。安否情報、水や食料に関する情報、電気・ガス・水道の復旧状況情報などを必要とされますが、情報インフラが破壊された場合、被災者がそれらの“情報”を得ることは非常に困難となります。そういったインフラ等の途絶下での緊急情報伝達手段として、臨時災害放送局は有益な手段となります。

また、ラジオは高齢者にとって身近な存在であり、プライバシーの観点から車中避難も増加する中、情報過疎や孤独になりがちな人へのアプローチにも効果的です。「どこで何が起きている?」「救援・支援を得るにはどうしたらよい?」「家族の安否は?」「日常生活を取り戻すために必要な情報は?」フェーズに合わせ放送内容を変えるなど、被災者が求める“必要とされる情報”を提供することで、住民の命を救い、生活再建のサポートが行えます。

【フェーズ（時期）別放送内容の例】

発災後：気象情報（地震・津波情報）、被害情報（立入制限、危険地域）、
避難情報（避難所開設、誘導（旅行者・外国人含む）等）、
安否情報（旅行者、外国人含む）、救援や支援に関する情報（配給等）、
ライフラインに関する情報

復旧時：気象情報（地震・津波情報）、救援や支援に関する情報（配給等）、
ライフラインに関する情報、行政情報（仮設住宅、罹災証明書の発行等）、
生活情報（風呂、医療、流通、防犯等）

復興期：行政情報（復興・まちづくりに関する情報）、生活情報（求人、コミュニティ情報等）、
癒し（音楽、読み聞かせ等）

I タイムテーブル（番組編成）

臨時災害放送局の番組編成（内容や放送時間）には決まりがなく、過去の事例でも1日1回（数時間）程度の放送から24時間放送まで様々ありました。避難生活をされていても、日中はお仕事されている方もおられます。ラジオはインターネットと違い、いつでも自由に目的の番組が聴ける訳ではありませんので、再放送を含め、できるだけ多くの「時間」「回数」で聴いてもらえるようにすることも大切になります。例えば、決まった時間に1日数回程度の生放送を行い、その間の時間は再放送か音楽、支援団体等から寄せられた音声コンテンツなどを流すといった番組編成が考えられます。（下記のタイムテーブル例 参照）できるだけ多くの方に聞いていただけるような番組編成にする工夫は必要ですが、運営スタッフの状況に合わせ、決して無理はしないようにしてください。復旧復興のフェーズに合わせ、柔軟にタイムテーブルを見直すことも可能です。

【タイムテーブルの例】

～～～放送休止～～～

09:00 市役所からのお知らせ①（生放送）
 10:00 市役所からのお知らせ①（再放送）
 11:00 音楽の時間
 12:00 市役所からのお知らせ②（生放送）
 13:00 市役所からのお知らせ②（再放送）
 14:00 音楽の時間
 15:00 情報番組（支援団体からの音源活用等）
 16:00 音楽の時間
 17:00 市役所からのお知らせ③（生放送）
 18:00 市役所からのお知らせ③（再放送）

～～～放送休止～～～

また、臨時災害放送局の運営にあたっては、放送に関するコンテンツの提供や権利処理について、減免や支援の方策が各団体で行われています。書面での取り交わしが必要になることもありますので、必要に応じて手続きをお願いします。併せて、音楽を使用する場合は、音楽著作物等の権利を管理する団体に連絡する必要がありますのでご注意ください。

●音楽を使用する場合の契約について

臨時災害放送局で音楽を使用する場合は、音楽著作物等の権利を管理する4つの団体に連絡をする必要があります。詳しくは、以下の連絡先にご連絡、お問い合わせください。

団体名	連絡先
一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)	放送メディア部 放送メディア課 ・メールアドレス community-fm@jasrac.or.jp
株式会社 NexTone	著作権事業本部 送信部 放送グループ ・電話番号 03-5475-5027 ・メールアドレス contact_cfm@nex-tone.co.jp
一般社団法人日本レコード協会	著作権・契約部 ・電話番号 03-5575-1304 ・メールアドレス legal@riaj.or.jp
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (CPRA)	徴収業務部契約課 ・電話番号 03-3379-3587 ・メールアドレス radio@crpa.jp

●インターネット同時配信について

放送のインターネット同時配信（以下、サイマル放送）を希望される場合には、既に配信サービスを実施している事業者の協力を得ることで実施しやすくなります。また、インターネットサイマル放送を実施する場合も上記４つの著作権管理団体に連絡する必要がありますので、実施を希望、若しくは検討している場合は留意するようお願いします。。

●NHKラジオ第一放送を再放送※するための協定について

〈概要〉

災害発生後に開設された臨時災害放送局では自治体による運営体制の確保が難しく、番組編成等に苦慮することが想定されるため、NHKラジオ第一放送の再放送を可能とする制度です。

〈主な利用条件〉

- ①再放送する番組内容の複製や改変を行わないこと。
- ②NHK放送の再放送を行う間、NHK以外の放送局の放送を再放送しないこと。
- ③再放送の内容をインターネット上に配信しないこと

〈手続き〉

お近くのNHK地域放送局にお問い合わせいただき、調整の上、覚書を締結することとなります。

※再放送：ここでは放送を受信して、それを再び放送すること等を「（同時）再放送」といいます。

番組編成上の同一番組を再度放送する意味での再放送ではありません。

Ⅱ 情報収集で気を付けること

被災地の現状を十分に把握し、住民のニーズにあった情報（必要とする情報）を提供するために、以下の点に注意しましょう。特に「場所」「日時」「連絡先」などの情報は間違いやすく、誤った内容を放送した場合、聴いている人、その情報に関係する人など、たくさんの方にご迷惑をかけることとなりますので、十分に注意しましょう。

- ① 情報の新しさに気を付ける
- ② 情報の全体像を把握する
- ③ 情報収集する目的を明確にする
- ④ 情報の信頼性を確認する
- ⑤ 得た情報はきちんと活用する（整理してわかりやすくまとめる）
- ⑥ 情報に偏りがないように注意する
- ⑦ 相手の気持ちに寄り添い取材する
- ⑧ リスナーの声を聴き、必要とされる情報を把握する

Ⅲ 原稿作成（書き方・伝え方）

情報を収集し正確にとらえ、聴き手（住民）の立場で書くことを意識してください。

- ① 平時に「聴き慣れない言葉」「耳なじみのない言葉」は避け、誰が聴いても何を伝えようとし

ているか分かるように、できるだけ「やさしい言葉」「かんたんな言葉」を使って書くことを心がける。

- ② 最初と最後に何についてのお知らせをするのか（したのか）を分かりやすくするため「見出し」をつける。
- ③ 大事なところ（場所、日時、連絡先など）は2度繰り返して読むようにするため、原稿上の大事なところが分かるようにする（「×2」など）。作成した原稿は「いつ」「誰が」「いつまで放送してよい内容か」を書いておくといよい。
- ④ 原稿作成時はもちろん、完成後もその内容に間違いがないかしっかりと確認をする（できれば他のスタッフとも確認する）。
- ⑤ 余裕があれば一度原稿を下読みし、秒数（時間）を計る。
- ⑥ 高齢者にも理解してもらえよう、ゆっくり読む。

〈参考〉

NHKアナウンサー 命を守る “防災の呼びかけ”

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/suigai/yobikake/>

シチュエーションごと、フェーズごとに合わせた話し方や呼びかけ文言を「テキスト」

「PDF」「AIアナウンスによる音声ファイル」で公開されています。（ダウンロード可）

IV 「ことば」への配慮

ラジオは小さい子どもからお年寄りまで、幅広い世代の方々が聴いています。いわゆる「お役所言葉」ではなく、住民にわかりやすい「言葉遣い」を心がけることが大切になります。地元の言葉（方言や訛り）、共感できる言葉、親しみのある人の言葉はリスナー（住民）によく届きます。

また、“ながら聴き”がラジオの強みなので、見栄を張って細部にまでこだわる必要はないと思います。住民と時間を共有する感覚で話しかけるように話すことを心がけましょう。

ただし、「聞き間違い」や「わかりづらさ」は誤解を与えたりするので注意が必要です。聴力は年齢と共に徐々に衰えてきます。特に高音域の音や子音などには十分注意しましょう。また、外国人被災者は「避難所」、「給水車」や「炊き出し」などの、普段の生活で出会うことがない言葉がわからず、被災者として十分なケアを受けられないケースが発生しています。「情報弱者」が出ることがないように気をつけましょう。

● 聞き間違い例と推奨表現

足腰（あしこし）	→ あちこち	⇒ 足と腰
咀嚼（そしゃく）	→ おしゃく（お酌）	⇒ 噛み砕く
1時（いちじ）	→ しちじ（7時）	⇒ 13時
嗽（うがい）	→ うかい（迂回）	⇒ 口をゆすぐ
着替え（きがえ）	→ しかけ（仕掛け）	⇒ お着替え
約（やく）	→ ひやく（100）	⇒ およそ

● 在住外国人への「やさしい日本語」例

- 避難所 → 逃げる場所へ 行ってください。〇〇小学校です。
給水車 → 水を のせた車が きます。水を もらえます。タダです。
炊き出し → 温かい 食べ物を くばります。タダです。
至急避難 → すぐに 逃げて！
今朝 → 今日の 朝
高台へ → 高いところ山へ逃げてください。海へ行かないでください。

<参考資料>

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 他（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

（２）開設の周知

事前に周波数等の周知を行うことが出来ないため、開設周知は極めて重要となります。

平時からのラジオ離れが進み、これまでラジオを聴く習慣がなかった人たちにも耳を傾けてもらえるようにするため、臨時災害放送局が開設されたことを地域で速やかに周知（周波数、放送の時間帯 等）し、広く役立つラジオ放送局であることを知ってもらう必要があります。周知方法については、被災状況（インフラ活用の可否）、周知先や周知内容など、ケースに合わせ対応することになります。

また、受信するラジオがないことも想定されます。提供や貸出し支援もありましたが、備蓄品としてラジオや乾電池を準備しておくこともお勧めします。

<周知例>

インフラ正常時

- ・役所HP、アプリ（SNS）、エリアメール、テレビのニュース及びL字放送、防災無線

停電時

- ・新聞広告、避難所の壁新聞、広報車での伝達、チラシのポスティング

その他

- ・周波数設定済ラジオの配付（周波数一覧ラベルを貼る・乾電池セット）
- ・市長会見等での情報発信
- ・放送番組表（タイムテーブル）の配付

（３）運営費用

臨時災害放送局の運営には様々な経費が発生します（人件費、機材費、光熱費、通信費、雑費 等）。生活再建のフェーズにより運営形態が変わることも想定されますので、事前に運営シミュレーションを実施しておくことが重要となります。

また、これらの財源確保も検討しておく必要があります（行政予算、補助金、スポンサー（コマーシャル（以下CM））、クラウドファンディング 等）。

- 人件費

運営を委託したり、自治体職員やボランティアスタッフで運営したり、様々な運用形態が想定されます。

- 機材費

放送設備については、放送局の規模により異なりますが、メンテナンス含め経費として想定しておく必要があります。

- 光熱費

開設場所により異なりますが、電源等の確保を考慮し災害対策本部など自治体保有施設での開設が望まれます。

- 通信費

通信インフラの復旧状況により異なりますが、経費として想定しておく必要があります。

東日本大震災の際には、公益財団法人日本財団からの臨時災害FM放送局支援事業や、公益社団法人日本フィランソロピー協会の臨時災害FM放送局支援プロジェクト、並びに国の緊急雇用創出事業の財政的支援があったため、開設費だけでなく運営費についても補助されました（その他支援活動もあり）。

また、CMについて放送することは可能ですが、臨時災害放送局は災害対策放送を行うことが原則であり、CMはあくまでも例外的なものと考えています。実施に当たっては、被災地の状況や住民の反応などを十分に勘案し、免許人である地方公共団体等において判断していただくことになります。

(4) 放送原稿用テンプレート

用途別の放送原稿用テンプレートを作成しました。状況に合わせて加工し活用してください。道路や地名など、地元住民に親しまれている呼び方があれば正式名称と併記し「国道〇〇号線、通称〇〇〇」と併せて放送することも有効です。落ち着いて、しっかりと読むことが大事になりますが、避難の呼びかけなど時には強い口調で読みましょう。

※(×2)は「繰り返して読む」という意味です。

- ① 被害の状況について
- ② 避難所の開設について
- ③ 停電状況と復旧の見込み、通電火災への注意について
- ④ 水道復旧の見込みについて
- ⑤ 食料や救援物資の配給について
- ⑥ 被災地域でのボランティア活動や支援活動に関するお願いについて
- ⑦ 粗大ゴミの集積場所、搬入時間などについて
- ⑧ 小中学校、保育園などでの授業について
- ⑨ 医療機関(病院、診療所、薬局)からの診療情報について
- ⑩ リ災証明・被災証明書の発行について
- ⑪ 警察からのお知らせについて
- ⑫ 通信インフラ(携帯電話)について

[補足] 運営スタッフの皆さんへ(地震発生時の対応・放送について)

① 被害状況について

<発災直後>

午前／午後()時()分ごろ、最大震度()を()で観測する地震がありました。※臨時災害放送局がある地域の震度情報

震源は()で、地震の規模を示すマグニチュードは()と推定されています。

津波については、まだ情報が入っていませんが、震源が海底であれば、すでに津波が発生している可能性があります。

震源が陸地に近ければ、警報などが発表される前に、津波が到着する恐れがあります。

海や川の近くにいる方は、今すぐその場を離れてください。

「津波の心配がない」との発表があるまで、安全な場所に移動してください。

大津波が発生する恐れがあります。

高いところへ今すぐ逃げてください。(×2)

海へ近づかないでください。(×2)

地震に関する情報は、引き続き このラジオ放送で随時お知らせします。

周波数は()メガヘルツです。

<大津波警報①>

気象庁から大津波警報が発表されました。

大津波警報が出ているのは（ ）です。

大津波警報が発表された地域の沿岸部では、大きな被害が発生するおそれがあります。

沿岸部や川沿いにいる方は、今すぐ津波避難ビルや高台など、安全な場所へ移動してください。

海から「より遠く」よりも「より高い」場所を目指して逃げてください。

東日本大震災を思い出してください。

近くに高台や津波避難ビルがない場合、鉄筋コンクリートで出来た、背が高く、大きくて頑丈な建物のできるだけ上の階に移動してください。

<大津波警報②>

津波から命を守るには、一刻も早く（今すぐ）、少しでも高いところへ避難することが鉄則です。

そこで皆さんにお願いします。

大津波警報に気がついていない人がいるかも知れません。

家族や周りにも避難を呼びかけながら、ぜひ、あなたが率先して避難してください。

津波は何度も繰り返し襲ってきます。

一度避難したら、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

決して自分の判断で引き返したり、海の様子を見に行ったりしないでください。

<発災数時間後>

午前／午後（ ）時（ ）分ごろ、最大震度（ ）を（ ）で観測する地震がありました。

震源は（ ）で、地震の規模を示すマグニチュードは（ ）と推定されています。

（ ）では震度（ ）の激しい揺れを観測し、広い範囲で建物が倒壊するなど、大きな被害が出ています。

激しい揺れと大津波が沿岸部を襲い、各地で甚大な被害が起きています。

役場や警察、消防では現在、被害を確認しています。

住民の皆さんは落ち着いて行動してください。

近所の人でけがをした人はいませんか。

お互い助け合ってください。

飲料水や食料は、役場から配給しますが、時間や場所などは、まだ決まっていません。

地震に関する情報は、このラジオ放送で随時お知らせします。

周波数は（ ）メガヘルツです。

<更新情報の冒頭>

（ ）日 午前／午後（ ）時 現在の被害状況に関する情報です。

<道路情報>

国道／県道／市道／町道（ ）は、（ ）付近で崩落し、通行ができ

ません。

う回路をご利用ください。う回路は（ ）です。

海岸部では（ ）が津波で流されたため、通行できません。

う回路をご利用ください。う回路は（ ）です。

海岸部にある国道／県道／市道／町道（ ）では、（ ）付近が冠水し、現在、通行ができません。

現場付近に、う回路を示していますので、そちらに従ってください。

（ ）線は（ ）付近で冠水していますが、ガレキなどを撤去しましたので、片側交互通行ができます。

（ ）線は（ ）付近が液状化したため、通行はできません。う回路もありますので、車での通行は控えてください。

（ ）線は（ ）付近はガレキの撤去が終わりましたので、通行可能ですが、渋滞することが予想されますので、ご注意ください。

<鉄道情報>

JR は（ ）駅付近で冠水し、線路が流されたため、運行していません。

復旧の見込みは立っていません。

開通の情報が入り次第、お知らせします。

（ ）月（ ）日より代行バスでの運転となっています。

代行バスは（ ）から発着し、ほぼ列車と同じダイヤ、スケジュールでの運転となりますが、本数は1日（ ）便と減らしての運転となります。

<港情報>

（ ）港は津波により多くの船が流され、港湾施設も被害を受けたため、利用できません。

近づかないでください。

燃料タンクの流出により火災が発生しましたが、現在は鎮火しています。

<火災情報>

市／町／村内の（ ）カ所で火災が発生しましたが、現在は鎮火しています。

<土砂災害情報>

() で土砂災害が発生しました。亡くなられた方はいませんが、けがをされている方がいます。

<けが人情報>

けがをされた方は、() 病院で治療を受けています。

また、次の場所でも治療を行っています。

() 避難所、() 小／中学校、() 会館

<地震（余震）への注意>

気象庁では今後も震度() 程度の地震に注意するよう呼びかけています。

落ち着いて行動してください。

② 避難所の開設について

1. タイトル：避難所名、住所、連絡先などを明記し、わかりやすく簡潔にまとめます。

2. 内 容：避難所の設備や収容人数、利用可能時間、持ち物などを記載します。

3. 注意事項：避難所での生活に必要な情報を記載します。

例えば、ペットの同伴可否、飲食物の提供状況、禁煙・禁酒などです。

4. 連 絡 先：避難所の問い合わせ先を明記します。

また、緊急時にはどこに連絡すればよいかも記載しておくとう安心です。

() 日 午前／午後() 時 現在の避難所に関する情報です。

今回お知らせする避難所は、() に設置される() 避難所です。

住所は() で、収容人数は おおよそ() 人です。

駐車スペースは() 台分確保されています。車で避難する場合には、現場の指示に従ってください。

避難所の入り口に名簿を用意していますので、避難者の住所、氏名、連絡先などを記入してください。

避難所にはトイレや洗面台などの設備も整っています。

避難所へ来られる際は、寝具や衣類、いつも飲んでいる薬などをお持ちください。

また、貴重品は盗難防止ため、各自での管理をお願いします。

避難所の中へはペットの同伴ができません。

ペットと一緒に避難を望まれる方は() へお問い合わせください。

飲食物はできるだけ提供しますが、十分な量が用意できない可能性があります。

また、避難所内は禁煙・禁酒となっております。

これ以外の生活ルールについては避難所の管理者にお問い合わせください。避難所での生活では

皆さんで協力し助け合うことが必要です。皆さんの自発的な協力を重ねてお願いいたします。

緊急時は避難所責任者の（ ） 、もしくは（ ※自治体担当課）へお問い合わせください。

③ ライフライン：停電状況と復旧の見込み、通電火災への注意について

（ ） 日 午前／午後（ ） 時 現在の停電状況と復旧の見込みに関する情報です。

<未復旧>

現在、（ ） の全域で停電しています。

復旧の見込みは立っていません。

<一部復旧>

現在、（ ） の（ ） 地区で停電しています。

（ ） 日から関西電力による復旧工事が始まり、順次停電は解消される見込みですが、完全に復旧するためには（ ） 日程度かかる見込みです。

<通電火災>

通電火災の防止についてお知らせします。

通電火災は、電気機器を原因とする火災で、地震の揺れなどで停電した後に、電気が復旧することで発生します。

例えば、

- ・ 地震の揺れや建物の倒壊で破損した電気機器に通電し、漏電やショートが生じて出火
- ・ 熱電機器の上に可燃物が倒れたり覆いかぶさったりした状態で通電し、電気機器が作動し出火
- ・ 倒れた照明器具に通電して発熱し、近くの可燃物が出火
- ・ ガス漏れが発生している室内で通電して出火

などが考えられます。

建物から避難する場合には、まずブレーカーを落とし、すべての電気器具の電源プラグをコンセントから抜いてください。電気が復旧した際には、配線や電気機器の破損がないかよく確認しましょう。地震発生時には、壁の内の配線の損傷にも注意することが重要です。

また、火災が発生した場合には、初期消火が大変重要です。身体や命に危険がない限り、周りの人からの協力も得て、できるだけ早期に消火するよう努めましょう。

④ ライフライン：水道復旧の見込みについて

（ ） 日 午前／午後（ ） 時 現在の水道復旧に関する情報です。

現在、（ ） の全域で断水しています。

<復旧見込み未定>

復旧の見込みは立っていません。

<復旧見込みあり>

() 日から水道業者による復旧工事が始まり、順次断水は解消される見込みですが、完全に復旧するためには() 日程度かかる見込みです。

自衛隊による給水活動が始まっています。

() において、午前() 時から午後() 時まで給水を行います。
容器を持って来てください。

水を飲むのを控えすぎると脱水症状や熱中症、心筋梗塞、脳梗塞などの重大な疾患を引き起こす可能性があります。また水を飲まないことで、血液がドロドロになり、血流が悪化して血栓を引き起こすリスクも高まります。十分な水分補給を心掛けてください。

なお、飲料水は十分ではありませんので、節水に努めてください。

トイレ用の水は、くみ置きの風呂水などを使ってください。

⑤ 食料や救援物資の配給について

() 日 午前／午後() 時 現在の食料や救援物資の配給に関する情報です。

配給される支援物資には以下のようなものがあります。

(例) [食料品] 水、レトルト食品、缶詰、日持ちする食品（パン、おにぎりなど）

[衣 類] 下着、靴下、季節に合わせた衣服

[日用品] ウエットティッシュ、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシセット、タオル

各避難所での食料の配給を行うのは以下の時間帯です。

() では、午前() 時から、午後() 時まで。

衣類や日用品の配給は随時行っていますので、各避難所での指示に従ってください。

() では臨時の入浴サービスも始まりました。

利用時間などは日によって変わりますので、担当者の指示に従ってください。

給水と炊き出しについてのお知らせです。

まず、給水についてです。

現在、() 台の給水車が避難所を回っています。

午前／午後() 時から() で給水します。

多くの人に水がいきわたるようにするため、1人() リットルまでとします。

ペットボトルなど容器を用意してください。

容器がない人は別途現地にてお申し出ください。

<上水道復旧後>

() の上水道が復旧しましたので、

自衛隊によって行われていた給水活動は終了しました。

引き続き飲料水が必要な方には、避難所となっている() にて、ペットボトル飲

料水の配布をしていますのでご利用ください。

続いて食事の提供についてです。

自衛隊の皆さんにより、（ ）で毎日、食事の提供が行われてきましたが、

本日（ ）日 の夕食をもって終了となります。

翌日（ ）日からは避難所に残っている住民の皆さんのみ対象となりますので、ご注意ください。

また（ ）で行われていた炊き出しによる食事の提供は、（ ）日をもって終了しました。

以上、炊き出しと給水についてのお知らせでした。

⑥ 被災地域でのボランティア活動や支援活動に関するお願いについて

（ ）日 午前／午後（ ）時 現在のボランティア活動や支援活動に関する情報です
（ ）では、災害の復旧に向けて、支援活動やボランティア活動を行っています。

支援、ボランティア活動には、

（例）・物資の配布 ・避難所での支援 ・仮設住宅の設置
・清掃活動・瓦礫撤去 ・被災者の心理ケア ・食事の提供 ・病院でのボランティア活動
などがあります。

支援を希望される方は、（ ）まで申し込んでください。

これらの支援・ボランティア活動に参加する方の募集も行っています。参加される場合は、事前に（ ）に連絡し、指示に従ってください。

また、ボランティア活動を行う際には、マスクの着用や手洗いなどの感染症対策を徹底することが大切です。

災害の被害を受けた方々のためにも、多くの方々のご協力をお願いします。

<補足連絡>

当面の間、ボランティアの参加は（ 市町村 ）内の方に限らせていただきます。

⑦ 災害ゴミの集積場所、搬入時間などについて

（ ）日 午前／午後（ ）時 現在の災害ゴミの集積場所や搬入時間などに関する情報です。

津波災害により、多くの災害ゴミが発生しています。

（ ）では、災害ゴミの収集・処理を行っています。

災害ゴミは、自治体が指定する集積場に持ち込んでください。

現在、以下の場所に臨時の集積場を設置しています。

（場所名、住所、地名など）

搬入のできる時間は、午前（ ）時から午後（ ）時までです。

集積場には、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「大型ゴミ」などの分別※があります。

また、処理に時間がかかるため、ゴミの分別や袋詰めをしっかりと行うなどのご協力をお願いします。

なお、（ ）の搬入は認められていませんので、注意してください。

集積場について詳しくは、（ ）までお問い合わせください。

※ 災害ゴミの区分例、「燃えるゴミ」「金属ゴミ」「不燃ゴミ」「木製の大型ゴミ」「家電ゴミ」など

災害ゴミの受け入れについてお伝えします。

（ ）地区）の災害ゴミ集積場所は、（ ）です。

搬入できるのは、（ ）月（ ）日（ ）曜日までです。

時間は、月曜から金曜が、午前（ ）時から午後（ ）時まで、土曜、日曜及び休日は、午前（ ）時から午後（ ）時までとなります。

災害ゴミの搬入についてお願いします。

災害で出たゴミとは関連がないと思われるゴミが持ち込まれ、ゴミ処理に影響が出ています。

復旧復興の妨げとなりますので、絶対にやめてください。

また、生ゴミは、災害ゴミではありません。通常のゴミ収集に出してください。

なお、通常のゴミ収集は、「ゴミ収集カレンダー」どおりに収集を行っています。

さらにストーブについては火災に繋がるため災害ゴミとして持ち込めません。

以上、災害ゴミの受け入れについてのお知らせでした。

<終了予定>

地震で被災したことによって、ご家庭や会社で生じた、いわゆる「災害ゴミ」の回収・受け入れは、（ ）日で終了する予定です。

「家電ゴミ」のうち、家電リサイクル法の対象となる、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の受け入れは、（ ）日（ ）曜日で終了となりますので、ご注意ください。

<終了連絡>

「家電ゴミ」のうち、家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の受け入れは、（ ）日（ ）曜日で終了となりました。

災害ゴミとしての持ち込みはできません。

⑧ 小中学校、保育園などでの授業について

() 日 午前／午後 () 時 現在の小・中学校、保育園での授業保育に関する情報です。

() 小学校／中学校は避難所として使われているため、授業を行っていません。学校再開の時期については、教育委員会が各学校の状況にあわせて検討していますので、決まり次第お伝えします。

再開のためには、被災児童・生徒の状況把握、教員の被災状況、学校の施設・設備の状況、各学校への通学路の安全確認などが必要です。

現在、各学校では、教員が避難所の運営に携わっており、学校再開のための準備作業ができていません。保護者だけでなく、地域の皆さんのご協力が欠かせませんので、各学校への援助をよろしくお願いします。

<状況に応じて>

なお、() 小学校では保育園児と小学生のための「託児」を計画しています。読み聞かせ、読書、ボードゲーム、かるたなどを職員の輪番で行う予定です。また、被災した児童・生徒の心のケアを担当する緊急派遣スクールカウンセラーの派遣を要請しています。

日時と場所が決まりましたら、お知らせします。

⑨ 医療機関（病院、診療所、薬局）からの診療情報について

() 日 午前／午後 () 時 現在の医療機関からの診察情報、薬局の開店状況に関する情報です。

医療機関はたいへん混んでいます。医療機関の指示に従って受診してください。マスクの着用、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

保険医療を受けるには原則として保険証の提示が必要ですが、被災に伴い、保険証を紛失又は自宅等に残して避難されている方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。[1] 氏名、[2] 生年月日、[3] 電話番号等の連絡[4] 国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療保険など、加入している医療保険者が分かる情報

医療機関についての情報です。

() 診療を始めています。途中の道路が混雑していますので、時間の余裕を持って、お越しください。

() は津波による被害のため、診療を停止しています。

() は休診しています。

() は () 日 () 曜日より診療を再開します。

なお、() に臨時の医療センターを開設しましたので、診察を希望される方はご利用ください。救急の場合は消防署（119 番）まで連絡してください。

これらの施設は、現在多くのけが人が訪れ、治療にはかなりの時間がかかりそうです。

すり傷などは地区の集会所などで消毒してもらうなどしてください。

() 薬局は営業しています。薬によっては処方箋が必要になりますが、それがなくても、後で医師から処方箋を書いてもらうことを条件に、ふだん飲んでいる慢性疾患の治療薬を緊急対応として、出してもらうことができます。薬局にてご相談ください。お薬手帳があるとスムーズに手続きが行えます。

⑩ リ災証明・被災証明書の発行について

() 日 午前／午後 () 時 現在の罹災証明・被災証明に関する情報です。

リ災証明書は、災害による住宅など建物の被害について自治体が被害認定調査を行い、その判定結果により住宅の被害の程度を公的に証明する書類です。

危険度に応じた色の判定結果が建物に貼り付けられる「応急危険度判定」とは別の調査になります。

地震で被災された方は必ず申請してください。

「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」など被害の程度に合わせて、被災者生活再建支援金が支給されるほか、住宅の応急修理など、さまざまな支援策や加入している保険の手続きなどに必ず必要となります。

申請の受付・相談は、() 月 () 日 までは土日も含む毎日、午前 () 時から午後 () 時まで次の場所で行っています。

まず、() 地区リ災証明書は、(場所、建物の階数、担当課)、同じく被災証明書は、(場所、建物の階数、担当課)

次に、() 地区では、リ災証明書、被災証明書ともに(場所、建物の階数、担当課)にお越しください。

申請できるのは、被災された方、ご本人となります。申請時には免許証、健康保健証などの本人確認のできるものをご持参ください。また、同居されている家族以外の方が代理人となる場合は、委任状が必要となります。

ご不明な点などのお問い合わせは、(役所担当課) (電話番号) (×2) までお願いします。

以上、リ災証明書、被災証明書 の発行についてのお知らせでした。

⑪ 警察からのお知らせについて

() 日 午前／午後 () 時 現在の () 警察からのお知らせです。

() 地震にからむ犯罪に注意してください。

行政機関の職員になりすまして個人宅に訪問し、募金を要求した家屋修理名目などの不審電話など、詐欺や悪質商法と思われる相談が寄せられています。すぐにお金を払ったり、契約したりすることなく、警察へ通報してください。

空き巣などの盗難被害に注意してください。

家人が不在の家屋などが多くみられます。盗難被害に合わないために、貴重品は身に付けて外出しましょう。

外出の際は、自宅や自家用車が被災して施錠できない場合以外は、確実に施錠しましょう。

また、近所の方に外出する際は声掛けしましょう。

不審な人や車をみかけたら110番通報しましょう。

（地元 ）警察と応援のため来られている全国の警察が、被災地域を中心として 24時間体制でパトロールしています。ご理解とご協力をお願いします。

以上、（ ）警察からのお願いでした。

⑫ 通信インフラ（携帯電話）について

（ ）日 午前／午後（ ）時 現在の携帯電話に関する情報です。

N T T ドコモ、a u、ソフトバンク及び楽天モバイルでは携帯電話がつながりにくい状況となっています。

沿岸部にある中継所が津波の被害に遭い、機能していないところが多くあります。

各社では、中継所の機能を持つ車を向かわせていますが、到着の見込み時間はわかっていません。

充電器を（ ）場所（ ）に（ ）台を用意しています。

混雑が予想されますが、譲り合ってご利用ください。

〔補足〕運営スタッフの皆さんへ（地震発生時の対応・放送について）

1. まず、落ち着いて放送してください

放送中に地震がきたら驚き焦ると思います。しかし、マイクの前に座っている人が慌てたり、混乱したりすると、聴いている人をいっそう不安にさせてしまいます。難しいことだとは思いますが、気持ちを落ち着かせ、ある程度揺れが収まるのを待ってから、地震についての第一報を出してください。

2. 情報確認をしっかりとしてください

第一報のあと、震度、震源、警報・注意報の有無などの情報をしっかりと確認してください。情報確認については、気象庁の発表、自治体（災害対策本部）からの通知など様々な方法があります。

インフラの復旧状況にもよりますが、早くて間違いがないのは、NHKなどのテレビ・ラジオからの情報を確認する方法です（NHKの無料スマホアプリ「NHKニュース＆防災」の速報機能も有効です）。

3. 自分で判断しないでください

震度 6～7 クラスの大地震が発生した場合、その影響により津波・土砂崩れなど大きな被害の発生が予想されます。第一報以降の放送継続については、決してその場にいるスタッフだけで判断せず、放送局の運営責任者や自治体担当者に確認し、その後の放送運行をどうするか決定してください（安全最優先の判断が必要）。

大津波警報などが発令された場合、スタジオにいるスタッフも移動（避難）ができなくなることが想定されます。また、スタッフが外にいた場合、スタジオに戻ってくることができない可能性もあります。早期に運営責任者の判断を確認するためにも、複数の連絡手段を常に携帯するようにしましょう（例：携帯電話と業務用無線）。

4. 自分自身の安全を最優先してください

こうした状況が発生した場合、それ以降の通常放送番組を打ち切り「被害状況」原稿の内容などを録音しリピート再生させた状態にする、又は、防災無線の音声をそのまま放送できる状態にするなど、無人でも放送を継続させる方法があります。（事前に緊急時用の音声素材を録音しておくのも有効です。）東日本大震災では、防災無線で避難を呼びかけていた人自身が津波にのみ込まれて亡くなった事例もあります。放送に携わるスタッフ自身が、自分の身の安全を最優先にする必要があります。

絶対に無理はしないでください！命を大切にしてください！

4. よくある質問（FAQ）

【臨時災害放送局】

問1 臨時災害放送局とはどのようなものですか。

（答）

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

なお、災害対策放送を行うのに適した団体の事例として「NPO法人」「社会福祉協議会」等があります。

問2 臨時災害放送局はいつから開設できるのですか。

（答）

臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とするものでなくてはならないこととされています。

このため、原則として、被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合（例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合）等には、開設することができます。

ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする地方公共団体等に支障が出ないように、被害発生前の開設は極めて限定的に認めることとし、また被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただくことになります。

問3 臨時災害放送局はいつまで継続できるのですか。

（答）

臨時災害放送局の開設期間は、基本的には「被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間」としてしています。このため、地方公共団体等が、応急仮設住宅の解消状況、被災者への情報伝達手段の確保状況等を勘案し、開設期間を判断していただきます。

臨時災害放送局の廃止の手続きは、免許を受けた地方公共団体等が行います。

問4 発災後に相当の期間が経過している場合でも、臨時災害放送局を申請できますか。

（答）

臨時災害放送局を開設する必要がある場合には、可能です。

例えば、仮設住宅に相当数の避難世帯が生活している場合に、その避難世帯へのきめ細かな情報提供として臨時災害放送局による広報（伝達手段の確保）等が考えられます。

【開設の手続き】

問5 臨時災害放送局を開設する場合は、どのような手続きが必要ですか。

(答)

臨時災害放送局の開設を希望する場合は、関東総合通信局等までご連絡ください（既に放送設備等（送信機、アンテナ、マイク等）が調達できている場合は、使用できる周波数、空中線電力（送信出力）の範囲やアンテナの種別、アンテナや送信機等の設置場所、無線従事者の配置状況等を連絡してください。）。

総合通信局等では、連絡のあった情報を元に臨時災害放送局の開設の可否を判断し、開設可能な場合は、周波数、空中線電力、呼出名称（識別信号）等を電話でご連絡しますので、連絡内容に基づいて、放送設備等を設置・調整し、臨時災害放送局を開設してください。

なお、開設した臨時災害放送局については、後日、書面による申請手続を行ってください。

問6 「臨機の措置」で免許を受けた後、書面による手続は、いつまでに行えばよいですか。

(答)

できるだけ速やかに書面による申請手続を行ってください。

問7 周波数の割当ては可能ですか。

(答)

開設を希望する地域の周辺で、既存の県域FM放送局やコミュニティ放送局、さらには先行する臨時災害放送局が運用されて周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てに時間を要する場合や割当てができない場合があります。

このようなときは、地元又は周辺の既存の放送局の協力を得て、被災者等への適切な情報を提供する方法を考えていただきます。

問8 免許申請手数料、検査手数料は免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条第2項の規定により手数料等は免除されます。

問9 電波利用料は、免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条の2第14項の規定により電波利用料の適用除外となります。

問10 他の地方公共団体等と共同で臨時災害放送局を開設して運用することはできますか。（スタジオ（演奏所）を一つにできますか。）

(答)

複数の地方公共団体等が共同で開設することは可能ですが、それぞれの被災者等に対して適切な情報提供を行うことができるように運営できる体制等の調整が必要です。

問 1 1 臨時災害放送局を一旦廃止した後に再び開設することや、当初決めた期限を延長して運用することはできますか。

(答)

臨時災害放送局は、有効期間の満了日をもってその免許は失効しますが、期限の延長や失効後・廃止後に再び開設することは可能です。

免許期間の延長を希望する場合は、免許期間が満了する前に電波法令に基づく手続を行う必要がありますので、関東総合通信局まで早めにご相談ください。

【機材準備】

問 1 2 あらかじめ機材を準備しておくことは可能ですか。

(答)

迅速に開設できるよう事前準備しておくことは望ましいことです。ただし、免許を受けずに電波を発射することのないよう適切に管理してください。

【運用】

問13 既存のコミュニティ放送局とその設備を使用する臨時災害放送局を開設、運用することはできますか。

(答)

開設は可能ですが、既存のコミュニティ放送局と臨時災害放送局の運用については、それぞれが放送する時間、役割、責任、管理など明確に区分して行ってください。

なお、コミュニティ放送局とは異なり、臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を確保することが必要ですので、留意してください。

問14 臨時災害放送局の開設、運営は、地方公共団体等の防災、広報広聴、住民、情報のいずれの部署が担当となってもよいですか。

(答)

いずれの部署でも構いません。ただし、事前に担当部署を決め、総合通信局等への連絡体制を確認するとともに、開設や運用の手順を定めておいてください。

問15 臨時災害放送局の運営をNPO法人やボランティア団体などに委託する場合、地方公共団体等はどのように放送に関わればよいのでしょうか。

(答)

臨時災害放送局の運用については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等からNPO法人やボランティア団体に業務を委託することは可能です。また、アナウンサー、設備の調整管理（技術者）等、様々な経験、技能を有する人に業務の一部を委嘱することも可能です。

免許を受けた地方公共団体等には、電波法令や放送法令など関係法令を遵守する義務があります。このため、当該地方公共団体等の担当者は、放送の実施状況、放送内容などを把握し、放送局を管理することが必要です。

特に、臨時災害放送局が他の無線局に対して混信を生じさせないことや、聴取者の意見に対して適切に対応すること等に留意してください。

問16 地方公共団体等から臨時災害放送局の運営を委託されたNPO法人等は、放送する内容について当該地方公共団体等の了解を得なくてはならないのですか。

(答)

臨時災害放送局の放送内容については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等が責任を持つこととなりますので、当該地方公共団体等と相談をして、放送内容を決めてください。

問17 放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」に限られるのですか。

(答)

放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」だけに限定されているわけではありません。物資配給情報、給水情報、ライフライン復旧情報、気象情報など災害に直接関連する情報を

提供する放送に加えて、音楽など被災した住民の精神的な被害を軽減するのに役立つ放送を行うことも可能です。

ただし、「市区町村からのお知らせ」以外の放送を行う際には、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問18 「市区町村からのお知らせ」などを放送する時間以外の時間に、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）をしてもよいのでしょうか。

(答)

被災地においては、災害に直接関連する情報だけではなく、精神的な疲労緩和のために、娯楽・教養など災害に直接関連しない情報が必要な場合もあると考えられることから、臨時災害放送局の放送の一部の時間帯で、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）が行われることをもって、直ちに臨時災害放送局の目的を逸脱している、というわけではありません。

具体的な放送内容については、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくことになります。

なお、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送を行う場合、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問19 コマーシャルは放送できますか。

(答)

放送することは可能です。実施に当たっては、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくことになります。

問20 臨時災害放送局の免許の有効期間を最大5年間とすることはできるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、「臨時かつ一時」の目的の放送局ですから、その必要性（被害の軽減に役立つ）があると客観的に認められる期間になります。一般的には、1年を超えるような有効期間の免許は認めていません。

問21 臨時災害放送局は、毎日放送しないといけないのですか。

(答)

毎日、連続して放送する義務はありませんが、被災地の聴取者の利便性を考えて適切な放送とすることが重要です。

【無線従事者】

問22 無線従事者はどのような資格と人数を配置する必要がありますか。

(答)

臨時災害放送局は、第一級若しくは第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者（無線従事者）の配置が必要です（人数は、無線従事者の役割が果たせる状態であれば制限はありません。）。

免許人となる地方公共団体等に該当する無線従事者がいない場合は、地域の他の放送事業者等の支援を受けて選任することも可能です。

【混信】

問23 開設後に、他の放送局や無線局との混信が分かった場合は、どう対応すればよろしいですか。

(答)

開設後に混信が判明したときは、直ちに免許を受けた関東総合通信局までご連絡ください。

問24 臨時災害放送局に中継局を追加開設することは認められるのですか。

(答)

既に開設した臨時災害放送局の親局や中継局だけではカバーできない被災地域があるなど、中継局を追加開設するための必要性が認められる場合には、中継局の開設は可能です。

(参考 1)

臨時災害放送局関係法令 (抜粋)

<放送法 (昭和25年法律第132号) >

(番組基準等の規定の適用除外)

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的 (総務省令で定めるものに限る。) のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事 その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

<電波法 (昭和25年法律第131号) >

(手数料の徴収)

第103条

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態 (以下この項において「地震等」という。) が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第102条の2第1項各号に掲げる無線通信 (当該必要な通信に該当するものを除く。) を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第1号、第2号、第6号、第8号又は第9号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

(電波利用料の徴収等)

第103条の2

14 第1項、第2項及び第5項から第12項までの規定は、第27条第1項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第2項に規定する無線局 (次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局 (以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。) を除く。) 若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等 (当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者) には、当該無線局に関しては適用しない。

<放送法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第10号) >

(番組基準等の規定の適用除外)

第7条

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送 (以下「臨時目的放送」という。) は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。 (補足：イベント放送局)

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。 (補足：臨時災害放送局)

＜電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）＞

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

4 超短波放送局

(3) 臨時災害放送局 臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

＜放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）＞

別紙1（第3条関係）

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。《21項のみ記載》

21 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること

(参考2)

総務省関東総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会との
デジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制に関する協定書

総務省関東総合通信局(以下「甲」という。)と一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会(以下「乙」という。)は、災害時及びその準備等における臨時災害放送局等の開設、運用支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次の内容を目的とする。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲の依頼に対して乙が協力することにより、地方公共団体等が被災者等への情報伝達を目的とする臨時災害放送局の開設、運用に資する支援を円滑に実施すること。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時における協力体制が円滑に機能するよう、自ら行う業務に支障のない範囲において、平常時から(1)に関連する情報の交換や訓練等を実施するなど相互に連携すること。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりである。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で規定する災害をいう。
- (2) 「臨時災害放送局等」とは、災害時にその被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等によって臨時に開設されるFM放送局及びその訓練を目的として開設されるイベント局、実験試験局をいう。

(対象)

第3条 乙が協力する対象は、次の各号について自ら行う業務に支障のない範囲において実施するものとする。

- (1) 臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- (2) 一般社団法人日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBAインターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容のインタラクティブ配信
- (3) その他、甲乙協議して定めた事項

(対象地域)

第4条 乙が協力する対象地域は、甲の管轄区域である1都7県(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)とする。

(実施期間)

第5条 甲及び乙は、平常時の他、災害が発生し又は発生するおそれがある場合やその訓練等を実施する場合については、その準備段階から必要に応じて情報交換を開始し、その期間は甲乙協議して定めるものとする。

(協力に係る連絡体制)

第6条 甲及び乙の協力に係る連絡体制(平常時を含む。)は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡窓口は、放送部放送課とする。

(2) 乙の連絡窓口は、乙の事務局とする。

(3) 甲及び乙は、連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(情報の利用等)

第7条 甲及び乙は、協力体制の実施過程で知り得た情報について、公知の情報を除き、自らの機関内部のみで利用するものとし、情報提供側の承認を得ないで外部に提供してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(費用負担や疑義等の決定)

第9条 この協定に基づく取組で発生しうる費用負担の扱いやその他協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

[附 則]

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

本協定は、関東大震災発生から100年という節目の本年を契機として、甲乙間で締結され、両者の協力関係を一層強化するものである。

令和5年3月7日

甲
総務省 関東総合通信局長
新井 孝雄

乙
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
関東地区協議会長
鈴木 伸幸